

徳島県告示第八号

平成二十六年徳島県告示第三十七号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年一月十三日から施行する。

令和五年一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一の表てんぐさ浅川加入区の項を削り、同表中「共第百五十一号」を「共第百四十七号」、共第百五十一号」に改める。

二の表あわび浅川加入区の項を削り、同表中「共第百五十一号」を「共第百四十七号」、共第百五十一号」に改める。